

仙 土 第 258号  
令和 6年 5月14日

ハラダ (株)

原田 直樹 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



一般 建設業の許可について (通知)

令和 6年 4月 18日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知します。

記

許 可 番 号	宮 城 県 知 事	許 可 ( 般 一 6 ) 第 21949 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 6 年 5 月 14 日 から 令 和 11 年 5 月 13 日 まで	
建 設 業 の 種 類		

大工工事業  
屋根工事業  
板金工事業  
防水工事業  
熱絶縁工事業

左官工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
ガラス工事業  
内装仕上工事業  
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和11年 4月 13日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)